

# いじめ防止等のための対策に関する基本方針

## 山形市立第二中学校

### 1 はじめに

「いじめ」とは、生徒に対して、生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）いじめは、決して許されないことであり、また、どの生徒にも起こり得るものと考え、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していく必要がある。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していく。

また、生徒の被害性に着目し、けんかやふざけ合い、好意で行った行為でも慎重に判断し、対応する。

### 2 方針

#### （１）道徳教育の充実

全教育活動を通して、他人を思いやる心や正義を大切にすることなど、生徒一人ひとりに豊かな人間性を育み、いじめを許さない学校づくりに努める。

#### （２）早期発見のためのたて

（「いじめの未然防止・早期発見と早期対応チェックシートの利用」山形市教育委員会「指導の指針」より）

- ① 学校では互いのよさや違いを認め合ったり、感謝したりする場をいじめ未然防止の視点から再整備していく。
- ② 学校では生徒のいじめのサインを生徒の行動や様子から適切に把握し、教師間の情報交換を密にしていく。（日常生活の気になる様子の把握、個人・グループ面談から得られた情報、連絡帳・班ノートからの情報、アンケート調査などから、生徒の感じる被害性や苦痛に着目する。）
- ③ 家庭でもいじめのサインを子どもの行動や様子から適切に把握し、些細なことであっても学校へ連絡できるような保護者との信頼関係を構築していく。
- ④ 地域からの情報提供として、PTAや地域の各種団体の組織を活用して、子どもの様子を連絡したり、早期発見のためのポイントを啓発したりして地域全体でいじめ防止に向けた取組みを広げていく。

#### （３）相談体制の整備

- ① 日頃から生徒理解に努め、迅速かつ丁寧な対応を柱に生徒一人ひとりの心の成長と生活力を支援する教育相談活動を推進する。
- ② 教員は、生徒や保護者から相談を受けられるような信頼関係の構築に心がけるとともに、多くの情報が集まるような学級、部活動経営に努める。
- ③ 教師はいじめのサインを見つけたら迅速に面談を行うとともに、計画的な相談計画をたて、積極的な情報収集に努める。
- ④ 情報をキャッチした教員は、校内のいじめ防止対策委員会（教育相談委員会）に報告し、連携して組織的に対応する。必要によってはいじめに対する特別対策のチームを編成し、対応にあたる。

#### （４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 教師は、情報モラルやインターネットに関わるルールやエチケット（ネチケット）について研修し、日々変化するインターネット社会に対応できるようしておく。
- ② 生徒が陥りやすいインターネット利用の弊害やインターネットのSNSを利用した問題について取り上げ、適切に対処できるようにする。

- ③ インターネット利用は、家庭や地域のアクセスポイントなどで行われることが多いことから、保護者を巻き込みながら適切な利用について促し、その監督責任についても強く願います。
- ④ インターネットがいじめの原因となったときは、利用の停止も含め保護者に協力を求め、犯罪性の高いものについては、警察などの関係機関と連携しながら対応していく。
- ⑤ インターネット利用について、生徒からアンケートを実施し、その利用状況とトラブルの発生状況について把握する。
- ⑥ 生徒や保護者を対象としたネットトラブル防止講話を実施して、未然防止に向けた取り組みを充実させる。
- ⑦ 一人一台のタブレット使用については本校で別に定めた使用ルールに従い、適切に利用し、いじめの温床にならないようにする。

### 3 組織について

教育相談委員会と併設し、そのメンバーが中心となり対応する。

#### <いじめ防止対策委員会（教育相談委員会メンバー）>

校長、教頭（2名）、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、各学年教育相談担当者（学年主任）、市教育相談員、支援員、県スクールカウンセラー等（場合によって担任や顧問も加わる。）

「悩み相談アンケート」や「生徒理解の情報収集について（教育相談委員会より）」を計画的に実施する。実施後は、その内容を複数の目でチェックし、いじめの発生状況やいじめに発展する危険性について判断し、職員間で情報を共有する。

### 4 いじめが発生したとき（山形市教育委員会「指導の指針」の利用）

#### （1）いじめの事実確認（いじめられた側にとって）

- ① いじめ報告書の作成と教育相談委員会への提出
  - ・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容、状況 ・複数の目で確認
- ② 緊急いじめ防止対策委員会（緊急教育相談委員会）の開催
  - ・いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造）
  - ・いじめの動機と背景
  - ・加害・被害生徒の言動とその特徴（多くの情報をできるだけ集めて）
  - ・保護者及び教職員が知っていること
  - ・他の問題行動との関連
- ③ 加害・被害生徒、周囲生徒との面談（複数で対応）
- ④ いじめ防止対策委員会（教育相談委員会）で事実の認知
  - ・確定するまで何度も確認内容を集約する。
- ⑤ 保護者への連絡

#### （2）いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援

- ① いじめを受けた生徒に対して、教師は味方となり、子どもを支える立場で接する。
- ② 保護者に対しては、直接会って面談し、じっくりと話を聞く。保護者の立場や心情に配慮しながら現段階の状況と今後の対応について説明する。（複数で対応）
- ③ 保護者の考えや問題としていることが何であるかを確認し、話を終える。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。面談等により、少なくとも3ヶ月以上いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないことを生徒本人及び保護者に対し確認する。

### (3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

- ① いじめを行った生徒に対して、いじめを感じていなかったり、認めようとしなくても威圧的にならず受容的な（いじめられた生徒の心情を理解させる）立場で話を聞く。また、けんか両成敗的な指導はしない。
- ② 保護者に対しては、直接会って面談し、保護者の立場や心情に配慮しながら現段階の状況と今後の対応について説明する。いじめの認知状況について、丁寧に話し、理解を求め、学校とともに協力しながら解決していくように促していく。

### (4) いじめが生じた集団への指導

いじめは、被害生徒と加害生徒だけでなく、その周囲の生徒も認知している場合が多い。そのため、学級、学年、全校集団の意識を高め、いじめの温床となる集団を生まないようにする生徒会活動を取り入れていく。

- ① いじめを認知していた生徒から話を聞き、事実の客観的・具体的な構図が明らかになるように努める。
- ② いじめの当事者間の問題だけではなく、それを許していた集団の責任もあることを理解させる。（いじめられた生徒・保護者の同意を得て）

## 5 重大事態への対処

- (1) 情報（疑いを含む）を得たら、市教育委員会に報告・連絡・相談する。
- (2) 緊急対応会議（いじめ防止対策委員会メンバー）を行う。
  - ・情報分析（緊急性の判断）
  - ・第一次対応（調査等）の計画
- (3) 第一次対応（事実確認のための面談や調査等）
- (4) 再度、緊急対応会議を行う。
  - ・情報分析
  - ・指導方針の決定、指導体制の確立（外部との連携）
  - ・第二次対応の計画
- (5) 第二次対応（指導、支援）

※以降、説明責任を果たしながら、PDCAのサイクルで対処する。

<重大事態とは>

- ア いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき
- イ いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき
- ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

## 6 懲戒及び出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関すること

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは犯罪である」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。また、これを保護者・地域の方にも周知していく。
- (2) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒（障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、被災生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒など）について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
- (3) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- (4) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える場合、指導主事や教育センターの専門家

- の派遣などによる重点的な指導、助言、支援を依頼する。
- (5) 深刻ないじめを行う生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした対応についても検討し、教育委員会との連携を図る。
  - (6) いじめられる生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置についても検討する。
  - (7) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫をする。
  - (8) 教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、生徒、保護者、教師に対し周知する。

(平成31年4月11日改定)

(令和5年4月3日改定)